

議案第 42 号

岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び岡山県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 27 年 12 月 1 日から、津山圏域資源循環施設組合の加入を承認するとともに、岡山県市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成 27 年 6 月 8 日提出

里庄町長 大内 恒章

（提案理由）

平成 27 年 12 月 1 日から、津山圏域資源循環施設組合の常勤の職員に対する退職手当に関する事務及び福利厚生を増進に関する事務を共同処理するため、当該組合の加入を承認するとともに規約を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 岡山市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

岡山市町村総合事務組合同規約（平成 17 年岡山県指令市第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「備南競艇事業組合」の次に「津山圏域資源循環施設組合」を加える。

別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項中「岡山県後期高齢者医療広域連合」の次に「津山圏域資源循環施設組合」を加える。

別表第 2 第 3 条第 4 号に関する事務の項中「岡山県後期高齢者医療広域連合」の次に「津山圏域資源循環施設組合」を加える。

### 附 則

この規約は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。